

一般からの中間とりまとめへのご意見 (2002/6/3 ~ 2002/8/5)

(意見を複数応募された方)

受付 番号	発言者	受取日	ご意見を頂いた中間とりまとめ				
			委員会	琵琶湖	淀川	猪名川	全般
1	橋本 崇弘氏	6/3					
2	一ノ本 肇氏	6/11					
3	太田 修三氏	6/23					
4	佐川 克弘氏	6/25					
5	京都自然史研究所 西村 進氏	6/26					
6	吉儀 俊明氏	6/29					
7	京都自然史研究所 西村 進氏	7/1					
8	京都自然史研究所 西村 進氏	7/1					
9	渡辺 勇三氏	7/2					
10	中川 治夫氏	7/3					
11	高崎 恒子氏	7/3					
12	青山 武史氏	7/4					
13	中村 晃氏	7/7					
14	郷土を愛する会 代表 東郷 尚氏	7/8					
15	橋川 篤子氏	7/8					
16	野中 明彦氏	7/8					
17	小寺 實氏	7/10					
18	滋賀県近江八幡市 河川課	7/12					
19	奥中 久米司氏	7/12					
20	北村 重彦氏	7/15					
21	紀平 龍雄氏	7/15					
22	竹田 勝博氏	7/17					
23	関西のダムと水道を考える会 代表 野村 東洋夫氏	7/17					
24	滋賀県甲賀郡甲西町	7/18					
25	笠原 茂氏	7/18					

受付 番号	発言者	受取日	ご意見を頂いた中間とりまとめ				
			委員会	琵琶湖	淀川	猪名川	全般
26	松下 宏幸氏	7/18					
27	徳山ダム建設中止を求める会 近藤 ゆり子氏	7/18					
28	多本 恵俊氏	7/20					
29	下川 智美氏	7/21					
30	川勝 威氏	7/21					
31	玉木 瑛氏	7/21					
32	淀川自然観察会 和田 太一氏	7/21					
33	鈴鹿の自然を守る会 山口 博氏	7/21					
34	如南 道春氏	7/22					
35	大阪府弁護士会 会長 佐伯 照道氏	7/22					
36	京都府相楽郡木津町 経済建設部 都市計画課	7/22					
37	滋賀県伊香郡高月町	7/22					
38	川勝 威氏	7/23					
39	脇田 東作氏	7/24					
40	川勝 威氏	7/24					
41	山本 威氏	7/24					
42	中野 徳治氏	7/24					
43	川勝 威氏	7/25					
44	滋賀県伊香郡西浅井町	7/25					
45	上野 やす子氏	7/25					
46	森下 健氏	7/25					
47	中江 正幸氏	7/26					
48	京都府相楽郡加茂町	7/26					
49	(財)日本学生航空連盟 関西支部	7/26					
50	日本野鳥の会 京都支部 滋賀ブロック 藤井 邦彦氏	7/26					
51	滋賀県神崎郡 川南 仁氏	7/27					
52	京都府八幡市 北山 泰三氏	7/28					

受付 番号	発言者	受取日	ご意見を頂いた中間とりまとめ				
			委員会	琵琶湖	淀川	猪名川	全般
53	日本野鳥の会 大阪支部 支部長 岡本 恭治氏	7/29					
54	永末 博幸氏	7/29					
55	滋賀県蒲生郡蒲生町	7/29					
56	中澤 やす子氏	7/29					
57	京都府久世郡久御山町	7/29					
58	松尾 一氏	7/29					
59	NPOクリーンライフ21 西田 圭一氏	7/29					
60	滋賀県伊香郡余呉町	7/30					
61	大阪都島少年硬式野球協会 谷口 準氏	7/30					
62	伊賀広域水道事業促進協議会	7/30					
63	東近江水環境自治協議会 会長 丹波 道明氏	7/30					
64	豊中生物同好会 岡 恒夫氏	7/30					
65	寝屋川市企画財政部企画政策室	7/30					
66	山口 豪氏	7/30					
67	大阪府豊中市利倉西自治会連合 会 星野 勝彦氏	7/30					
68	岡田 朋氏	7/30					
69	小島 朗氏	7/30					
70	稲森 剛氏	7/30					
71	池田市教育委員会	7/30					
72	針原 祥司氏	7/30					
73	滋賀県蒲生郡日野町	7/30					
74	(財)野鳥の会 京都支部 中村 桂子氏	7/30					
75	西山 繁氏	7/30					
76	大阪自然環境保全協会 淀川自 然観察会 代表者 中野 勝弥氏	7/30					
77	社団法人大阪自然環境保全協会	7/30					
78	金屋敷 忠義氏	7/30					
79	前川 謙二氏	7/31					

受付 番号	発言者	受取日	ご意見を頂いた中間とりまとめ				
			委員会	琵琶湖	淀川	猪名川	全般
80	川勝 威氏	7/31					
81	白井 美帆氏	7/31					
82	守山市国県事業対策課	7/31					
83	吉田 鈴子氏	7/31					
84	大木 岩根氏	7/31					
85	滋賀県今津町 建設課土木係	7/31					
86	滋賀県志賀町 産業建設部 建設監理課	7/31					
87	滋賀県野洲郡中主町 建設産業部 建設課	7/31					
88	滋賀県八日市市	7/31					
89	大阪府枚方市	7/31					
90	淀川舟運整備推進協議会	7/31					
91	滋賀県草津市 建設部河川課	7/31					
92	今村 忠彦氏	7/31					
93	滋賀県彦根市	7/31					
94	大阪市職員労働組合 都市環境局支部 加藤 英一氏	7/31					
95	京都府亀岡市	7/31					
96	滋賀県高島郡高島町	7/31					
97	京都府八幡市	7/31					
98	兵庫県県土整備部土木局 河川計画課	7/31					
99	乙訓の自然を守る会 代表 宮崎 俊一氏	7/31					
100	滋賀県野洲郡野洲町 都市建設部 建設課	7/31					
101	脱ダムネット関西	7/31					
102	滋賀県蒲生郡竜王町 建設計画課	7/31					
103	滋賀県	7/31					
104	海堀 安喜氏	7/31					
105	上田 俊穂氏	7/31					
106	滋賀県甲賀郡信楽町	8/1					

受付 番号	発言者	受取日	ご意見を頂いた中間とりまとめ				
			委員会	琵琶湖	淀川	猪名川	全般
107	猪名川クラブ 嶋崎 真二氏	8/1					
108	中川 和美氏	8/1					
109	滋賀県蒲生郡安土町	8/1					
110	茨木北部丘陵地域の自然を守る 市民会議 立岡 健氏	8/2					
111	滋賀県高島郡朽木村	8/2					
112	滋賀県東浅井郡虎姫町	8/2					
113	滋賀県マキノ町 建設課	8/2					
114	金屋敷 忠義氏	8/2					

(意見を複数応募された方)

本資料中のヘッダ部分について

左から順に、下記の4つを各意見の上部（ヘッダ部分）に記載しています。

・ ご意見を頂いた中間とりまとめ

委：委員会中間とりまとめ（020509版）

琵琶：琵琶湖部会中間とりまとめ（020514版）

淀：淀川部会中間とりまとめ（020514版）

猪：猪名川部会中間とりまとめ（020510版）

全：中間とりまとめ全般

・ 受付番号

受付順に振っている通し番号。

・ 発言者

発言者の居住地（または、団体名）、氏名を記しています。

・ 分類

個人、自治体、NPO等（NPO・NGO、企業、河川利用団体等の組織としての意見）のいずれかを記しています。

淀	001	京都府城陽市 橋本 崇弘	個人
---	-----	--------------	----

平成14年5月31日

淀川水系流域委員会 淀川部会
部会長 寺田 武彦 様

〔淀川部会中間とりまとめ（確定版020514）に関して〕
私なりに気付いた事を申し上げます。ご検討下さい。

〔A〕ページ4の「淀川の特性」について

1. 木津川

歴史的 특성

外国人技師による・・・とありますが、瀬田川、宇治川では氏名にて記載されており、木津川も「デレーケ」によるとするか、出来うれば、両河川とも「オランダ人技師デレーケによる治山・治水」と記載するべきと考えます。

社会的特性

この欄に「流域内山地の砂の乱採取」という項をいれてはどうでしょうか。

暮らし・文化的特性

木津川舟運：過書船は理解出来るが、淀二十石船、伏見船とあるのは本当ですか。

2. 瀬田川・宇治川

歴史的 특성

- イ.) 巨椋池の干拓、太閤堤を入れるべきでは。
- ロ.) 天ヶ瀬ダム発電（日本初）とありますが、日本初の水力発電は、京都の琵琶湖疏水による蹴上の発電です。
- ハ.) 琵琶湖疎水とあるが、琵琶湖疎水の間違いです。
- ニ.) デレーケによるは、「オランダ人技師デレーケによる治山・治水」が良いのでは。
- ホ.) 宇治川の合戦（源平）とありますが、故事によると宇治川の合戦では、2つの有名なものがあります。

{	1184年1月の源義経と木曾義仲の戦い
	1221年6月の朝廷と北条氏がひきいる鎌倉幕府との戦い

 であり、いずれも源平の争乱時代である事より（源平）でも可と考えますが、源平の合戦と思いを違にするやに考えますことから、（源平）を（源平時代）としては如何でしょうか。

暮らし・文化的特性

イ.) 名橋(観月橋、瀬田唐橋)とありますが、名橋(宇治橋、瀬田唐橋)とするべきでは。宇治橋は、当初は646年に架橋された橋で、茶事にも使用されている歴史的な名橋であります。

3. 桂川

歴史的特性

イ.) 角倉了以の大堰川浚渫とありますが、文献によると、当時江戸幕府に開削許可を申請し、1606年の3月より着手して約5ヶ月で完工したと記載されています。……の大堰川開削とするべきでは。

又、高瀬川開削と記載されているが、桂川の事には関係がないと考えます事より、削除するべきでは。

ロ.) 筏流しは筏流しから舟運へとするべきでは。

暮らし・文化の特性

イ.) 嵐山石橋(渡月橋)とありますが、渡月橋は石橋ではありません。鋼桁橋ではありますが、木製に見えるよう工夫されている事、又、平安時代には「法輪寺橋」と呼ばれた歴史的に有名な事より、嵐山、渡月橋でよいのでは。

ロ.) 嵯峨日記(大井川)は(大堰川)で統一されていると思います。但し、嵯峨日記とするより、大堰川では平安京の時代より(898年頃よりと言われる)優雅な舟遊びが行われており、現代ではその形式をコンパクトにまとめ、車折神社の御祭礼時に「三船祭」として挙行されて有名であります。よって三船祭(大堰川)とするのがよいのでは。

ハ.) みこし洗い(松尾神社)

松尾祭は、6基のみこしを船にのせて桂川を渡る事で有名で、神幸祭には桂離宮の上流で船渡御も行われる事より、松尾祭、船渡御等(松尾大社)と変更されてはどうか。

以上、気の付いた点を列記致しましたが、私の記憶に間違いがあるかもしれません。又、他にも問題点があるやもしれません。よって、もう少し検討及びチェックの必要があると存じます。

〔 B 〕 10 ページの整備計画について

この計画は、20年、30年のスパンでの計画とありますが、検討のもととなる計画の基礎は、1/200 降雨や大地震にあると考えますが、議論されている方々の話しを聞いておられますと 1/200 降雨等の問題との関連が明確でないように思われてなりません。

1/200 降雨等は、この先200年後か1000年後か、あるいは明日なのか判明しない現状にあっては、20年、30年のスパンであっても当然、1/200 降雨等を考えるべきでは。

1/200 降雨等に対する検討の上で、工法、危険箇所の検討、防災組織、自然回帰等々が合せ検討されるものと考えますが、1/200 降雨等をまったく、否定して計画するならば、話しは別のものになると考えます。

国交省の出された質問書の11ページからの質問事項については、もっと議論して、互いに理解した上で計画するべきと考えますが、5月27日の論議ではまったく不足しており、不明確と感じました。

地球温暖化も検討されているのであれば、明確に 1/200 降雨等も表に出して検討するべきではないでしょうか。

それとも、1/200 降雨を出すと、京都の加茂川ダム計画のようになるとでもお考えでは無いと思いますが。

以上私見ではありますが、疑問点をのべさせて頂きました。〔 A 〕と〔 B 〕を合せて、ご検討頂ければ幸いです。

淀	002	大阪府高槻市 一ノ本 肇	個人
---	-----	--------------	----

平成 14 年 6 月 11 日

【淀川部会中間とりまとめ（020514 版）への意見】

拝 啓

1. 上記（020514 版）の中で下記に羅列する項目に関する疑問点を、流域に居住する一住民の意見として提起致します・・・！ 多少穿ち過ぎているかも知れませんが、極く率直な庶民を代表する者の感想としてお受け取り下されば幸甚です！

（ 1 - 1・1 2・1 - 3・3 1～4 の計 7 項目）

2. 1・1～3 について…。

当部会で取り扱われた流域は木津川・瀬田川・宇治川・桂川・淀川本川となっていますが、後の全てを中小河川にして一纏めにしても良いものでしょうか...？ 特に私が住んでいる流域にある水無瀬川・芥川・ヒオ川...等を、特性から外している事に疑問を感じざるを得ません...！ ソウ言った点からしても、当然 問題点（利水・治水・環境他）今回の課題の全てに影響（考え方の相違による差）を及ぼす筈です！

本流域に住む人たちは当流域からの利水だけに止どまらず、淀川本流に注ぎ込む水無瀬川・芥川・ヒオ川...等からも利水しています。当たり前如く治水から環境に至るまでの影響を蒙っている訳です。度外視させた事に大いに疑問を抱いた次第です。

3. 3・1～4 について…。

中小河川視された故に第 2 項のお互いの相関関係（川づくりの基本的な考え）も変わって来る筈ですし、本 3 項（整備計画）の 1～3 に対する思考にも多くの影響（考慮や変更）も与え兼ねないと存じます。つまり換言すれば水無瀬川・芥川・ヒオ川...等の無視からは、究極の淀川水系流域の基本的な計画は決して生まれて来ないと信じる次第です。浅はかな初老男の戯言と見捨てずに、委員会の諸先生方のご深慮をお願い致します。

4. 尚締め括りに際して、次のような提言を加えさせて頂きたいと存じます。

（1）下水道化した各支（枝）流の流れが淀川に流れ込む時には、例え『分流式の下水道』を採用したとしても、現実には雨水と汚水を完全に分ける事は不可能に近い事を弁えて置く事！

（2）工場排水や農業（林業を含む）排水に産業廃棄処分場等の排水は、此处数年の管轄者たちの努力で汚染度が低くなっているが、生活排水だけは依然として悪化の一途を辿っている事を再確認する！

上記の 2 件に関しては、管轄市町村の行政や住民の責任に転嫁せず、飽くまでも国家自体の問題とする事。

……………以上の点に置いて貴委員会に置かれましては抜本的なご検討の際に、このような意見があった事をご記憶の片隅にでも留め置いて下されば幸いです。

敬具

淀	003	大阪府茨木市 太田 修三	個人
---	-----	--------------	----

大阪府茨木市の安威川ダム建設についてはやめるべきだ！

ホタル、オオサンショウウオ、オオタカなど生態系を守って下さい。

淀	004	大阪府高槻市 佐川 克弘	個人
---	-----	--------------	----

高水敷の生態系復元計画の具体化を

流域委員会各位の熱心なご議論で今般「中間とりまとめ」までこぎつけられたことに深謝いたします。また河川管理者も流域委員会の声を最大限尊重して今後の整備計画を策定されるとのことなので大いに期待しております。

さて流域委員会の先生方には失礼になりますが、高水敷の生態系の復元を考えるに際して“自然保護に関する法律の体系”を見直す必要があると思われるので、ここでは畠山武道「自然保護法講義」の写しを添付します。この内生物多様性国家戦略につきましては(平成14年3月27日地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)流域委員会でも山村委員からご指摘がありました。私は今後20～30年の淀川水系の整備計画を策定する場合、この法体系とくに生物多様性国家戦略に反する計画は許されないと考えるからです。とすれば近畿地方整備局が1975(昭和50)年に策定した「淀川河川公園基本計画」も当然見直しの対象としなければなりません。

高水敷の現状・問題点につきましては水位変動がないこと、水辺移行帯がないことなど委員会で指摘されていますが、ここで河川公園の“定義”と地区別面積を“おさらい”しておきます。(文献が古いので間違いがあるかもしれませんが大勢には影響ないと考えます。)

自然地区・・・河川改修計画を見比べて、既存の良好な自然を維持しうる地域および良好な自然環境に育成することが可能と思われる地域。

施設広場地区・・・立地条件を考慮してスポーツ・遊戯などの各種運動施設を設け、積極的な空間利用を目的とした核的存在となる地域。

野草広場地区・・・前記の両地区には含まれた地区をとくに各種施設を設けずに、タコ揚げや草野球なども楽しめる自由広場とし、野草などの植生を主体とする準自然地区として設定する地域。

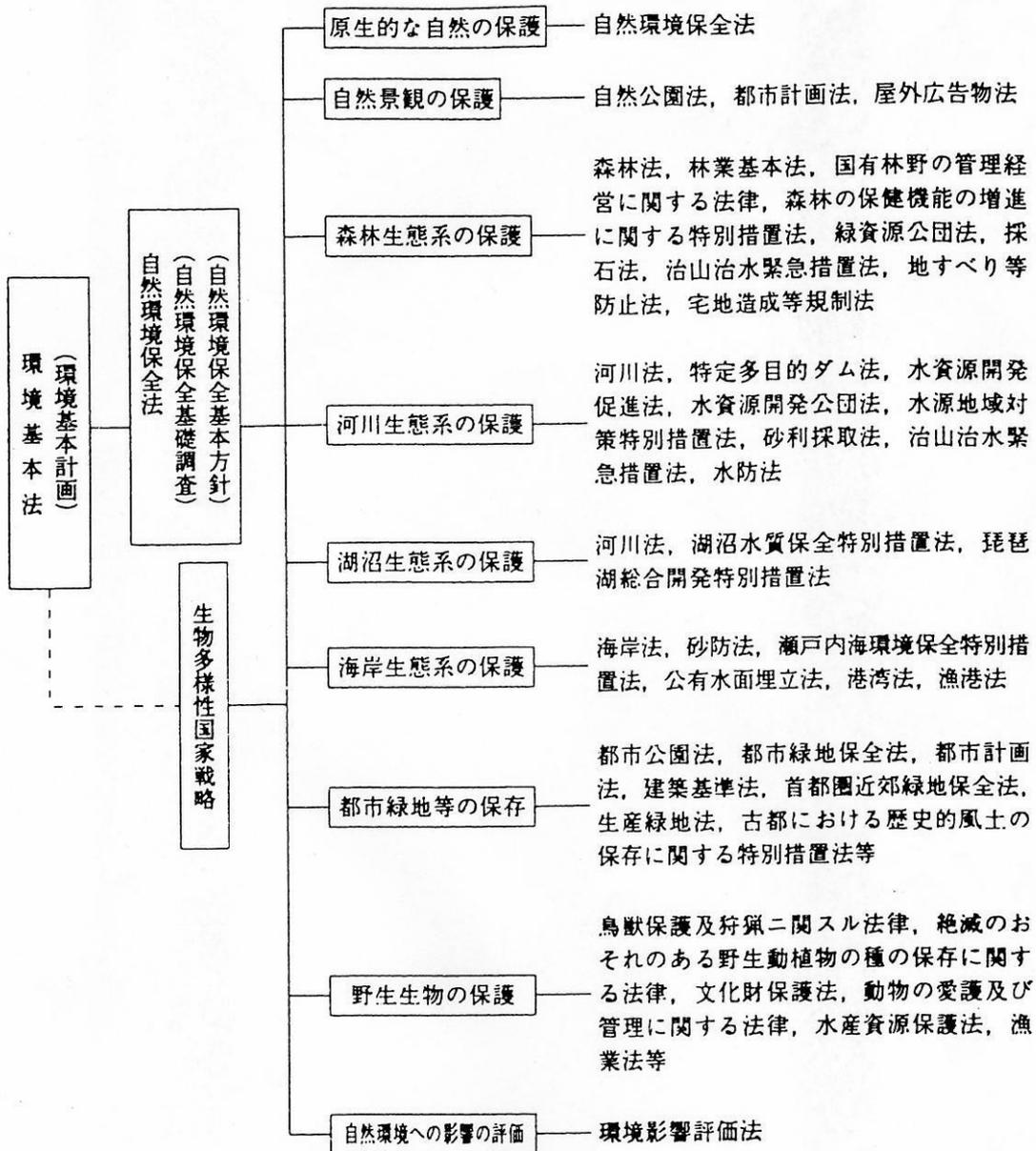
生物多様性国家戦略に照らして施設広場はもちろん、ゴルフ場を許容している野草広場は当然廃止すべきだと考えます。そのためには施設広場・ゴルフ場廃止5～10年計画を策定する必要があります。しかしこの長期計画に先行して早速にも実施すべき事項を列挙してみます。

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 河川敷占有許可範囲の見直し | とくに低水護岸法線から(現住)20メートルとあるのを50～100メートルとする |
| (2) 農薬の使用禁止 | ゴルフ場・施設広場を問わず農薬の使用を禁止する |
| (3) 河川環境に相応しくない樹木
や草木の撤去 | |
| (4) 高水敷不法使用の取り締まり | この問題に関しては(失礼ながら)国交省はマジメに仕事をしているとは思われない。明日から厳重に取り締まってもらいたい。 |

河川公園地区別面積配分表
 (近畿地方建設局「淀川河川公園基本計画」)

	自然地区		野草広場		施設広場		計	
	面積 ha	比率 %	面積 ha	比率 %	面積 ha	比率 %	面積 ha	比率 %
右岸	107	30.5	180	51.3	64	18.2	351	100.0
左岸	46	15.1	184	60.3	75	24.6	305	100.0
計	153	23.3	364	55.5	139	21.2	656	100.0

自然保護に関する法律の体系



※関連する国際条約：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約), 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約), 移動性野生動植物種の保全に関する条約(ボン条約), 生物の多様性に関する条約, 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約), 日米渡り鳥条約, 国際捕鯨取締条約, 北太平洋のオットセイの保存に関する暫定条約等

全	004	大阪府高槻市 佐川 克弘	個人
---	-----	--------------	----

ダム開発に現在開発中のものも中断を

ダム開題を考える“手掛かり”として日本の大都市の一人あたりの給水量を下表を見ておきたい。

単位：L

	都市用水	家庭用水
札幌	281	179
仙台	346	221
東京23区	384	246
名古屋	365	234
京都	404	259
大阪	506	324
神戸	342	219
広島	348	223
福岡	288	184

出所：本間都 [だれでもできる環境家計簿] 藤原書店

日本一の“水瓶”=琵琶湖を水源とする京都や大阪は、日本一の水使用量となっている。それに対して水源にめぐまれていない福岡市では、繰り返される断水の経験から、市民は水を大切に工夫して使う習慣が身についたと見られる。このデータから現時点ですべてのダム開発を中断しても行政、市民の節水努力で生活に支障をきたす心配はなく、目標も(福岡でなく)せめて東京並みとすればよいのではなかろうか。

ダム問題についての「中間とりまとめ」では、淀川部会が“ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する必要がある。”と指摘しているし(確定版020514 p14) 琵琶湖部会では“ダム・貯水池の影響を考えるにあたっては、少なくとも下記にしめす検討を行い、ダム・貯水池整備による負の効果や費用対効果をも検証し、代替案との比較を提示することが必須である。”(確定版020514 p16)と指摘している。

この指摘は基本的に正しいが私としては不満が残る。なぜならこのままでは現在着工中のダムが不問とされてしまう恐れが残るからだ。利水開題については関西のダムと水道を考える会から水道も工業用水も農業用もすでに「水余り」であることが指摘されており、私も全面的に同感である。またダム問題をとりあげた1999年10月17日朝日新聞の記事ももう一度よく読んでいただきたい。

丹生ダムをはじめ現在着工中のすべてのダムを断固として中断することを要望する。

以上

淀	004	大阪府高槻市 佐川 克弘	個人
---	-----	--------------	----

琵琶湖淀川水系の水質問題について

淀川部会中間とりまとめ（確定版020514）では「あらゆる汚染源を対象として、河川に排出される汚濁負荷量の総量規制を行う必要がある。」とし、点源負荷・面源負荷に関して細かく言及されている。うなずける内容だ。しかし水質改善の視点は「原水の改善」を忘れてはならないのではなかろうか。また費用対効果の視点も忘れてはならないと思う。ここでは生活排水に絞って「中間とりまとめ」では踏み込まれていなかった問題点を指摘しておきたい。

それは下水道整備計画です。第8次下水道整備計画は予算23兆7000億円、4人家族1所帯あたり600万円を超えと言われています。これを合併式浄化槽の設置費（70～100万円）と比較すると下水道がいかに高く、工期もかかることが解る。それでは放流水質はどうかというと下水処理場も合併式浄化槽もBODは20ppmでどちらも同じです。（ただし高度処理を採用している下水処理場は除く）それでは何故合併式浄化槽の設置が推進されないのだろうか。ウソかホントか確かめたことがないが、下水道は国土交通省・浄化槽は厚生労働省と所轄官庁が異なり、厚生労働省には予算が足りないからだと言ったことがある。こんなバカゲタことがホントだとすれば絶対許されないと思う。

下水道は担当が異なるのかもしれないが（おなじ国土交通省なのだから）河川管理者として下水道担当部門に下水道整備計画の見直しを申し入れ、早急に改善することを切望する。

全	005	京都自然史研究所 西村 進	NPO 等
---	-----	---------------	-------

中間報告書に対する意見

琵琶湖、淀川水系、猪名川水系の各部会ならびに全体委員会で議論され、いろいろな面から精力的に議論されていることには敬意を払いますが、これらの水系は流水だけと考えられているのか。水系とは流水とそれに伴う地下水全体を把握してはじめて論じられる筈であるが、地下水、特に伏流水との関係が議論されていないのは理解に苦しむ。また、もっと水系とそれに関係する生態系とその変遷をもっと精力的にまとめ、一般の方々に理解をもとめる必要がある。そのため、非常に表面的な取り扱いが極めて目に付く。

例えば、このまえ、かなり、里山保存の運動をされている人が「いぬわし・またか」等の貴重種が大切にしなければならない。と主張されているので、その理由を尋ねたら、大事な貴重種だから守る必要があるとだけの返事で生態系に関する問題意識がなかった。貴重種は生態系のピラミッドの頂点であり、貴重種が生息できる生態系を守ると言うことの理解が無かったのに驚いた。やはり、情報を公開し、その内容を詳しく説明し、理解を求める必要があろうと痛感している。とくにシンポジウムでの逢氏と川上氏の問答は完全に今までを含み説明不足と理解不足を痛感した。もう一つ、委員の出席が少なかつたように感じた。もっと、相互理解を求めるには、積極的に参加すべきであろう。

中間報告に流域上流から下流にかけての、現状とその変遷を地図上に、纏めることが最も必要である。また整備計画を提案するならば、そのための今後の変遷とその問題点を地図上に示す事が必要である。中間報告はその点、実りの少ないものでしか見えてこない。

淀	006	大阪府高石市 吉儀 俊明	個人
---	-----	--------------	----

表1 淀川の特徴

淀川本川 下水処理場放流と上水取入口の混在処理した水を川に流す発想は長期にわたる淀川を考えると変えねばならない根元と考える。

淀川左岸6ヶ所、右岸3ヶ所の上水取入口が存在。主に飲料に供する事実を優先し、検討の中核にすべし。

排水は工業用水に転換、消防用水の転用、高速道路散水に利用、雨水と共に地下利用費用は、下水処理と上水の各市町村のコストとのバランスで考えては如何でしょうか。

京都から大阪 45k ~ 50k の範囲では下水溝、溝を淀川に併設。

淀川は、汚水、排水の為の川ではないことを再確認したい。

委・琵琶	007	京都自然史研究所 西村 進	NPO等
------	-----	---------------	------

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」に対する意見 - 2

先に、全体に対する意見をお送りしました。今回は内容に対する意見をまとめたいと思います。

委員会中間とりまとめ(020509)

p. - 6

3-1(3)に・・・多様な生物の生存にとって不可欠な安全な水質が確保出来る水系。

河川、湖沼の水だけでなく、湧水、地下水など水系のすべての水が安全に循環する水系を目指す。とあるだけで、ほかに、湖沼・河川との湧水、地下水の係わりの記述や説明が全くみられない。

地下水は透水性の高い部分を伏流する水、古琵琶湖層群の堆積物中にゆっくりと流れるが、時には被圧していて、掘削により自噴する場合もある被圧地下水、基盤の断層・亀裂から流出し、地下水に加わる被圧裂力水、琵琶湖岸、内湖など、わんどなどの近辺の自噴帯などにみられる停滞地下水がみられ、これらが河川と相互に干渉しあって全体の水系を造っている。ダム工事、河川の護岸工事・埋め立て工事、開発による雨水の地下に涵養されない仕組みが水系のバランスを崩し、水質の急激な悪化をもたらした。下流域では戦後の経済成長により、深掘の井戸による、多くの汲み上げにより、地盤沈下をもたらし、逆に地下水の汲み上げを禁止したことにより、どちらも水系全体バランスを崩した。もっと詳細な既存データのとりまとめをして解析し、今後の水系全体の整備計画が必要であると考える。

最近、滋賀県特に湖東の工場誘致により、規制がないのをいいことに、地下水の水系全体を考えない乱汲み上げにより、地下水は勿論、河川水・湖水の水質悪化につながっている。

p. - 3

1.現状とその背景

第3パラグラフ さらに水質保全、地下水の河川、湖沼の係わりの保全、生態系保全等・・・

p. - 42行目 それと引き換えに川や伏流水の形は・・・

以下かなりの所に、伏流水・地下水の記述が欠如している。挙げて意見を述べようとしたが、きりがないので挙げる事をやめた。どこかで「水系」「河川」「川」「湖沼」には伏流、地下水を含んだものであるとの記載でもあればと痛感している。

特に各部会の報告では、p. 1-5のほぼ中央に「地下水の枯渇と汚染など」の記載があるだけで各項目にその現状認識や検討がなされていない。

p. - 1 - 3 . 下から 5 行目 4.したたかに対処できるような川、湖や伏流とのかかわり
かたを

5 また、川や湖、内湖や伏流等に関する

p. - 1 - 4 . 2 - 1 地勢的特性

・洪水 . . .

・河川にともなう伏流水・地下水の保全と汚染の除去

p. - 1 - 5 . (1) 環境面

5 行目 . . . 完遂する河川敷の面積や遊水池・伏流水を大きく減少させた。

(2) 治水面 4 行目 それによって、遊水池、伏流と湖水・河川との関係が妨げられるようになったり、 . . .

(3) 利水面 9 行目 現れた。そのため、伏流と湖沼・河川との係わりが妨げられるようになり、洪水の被害が大きくなったり、河川の水質の悪化が加速された。さらに、水系の水質は

p. - 1 - 7 (6) 計画策定面

5 行目

・地下水と湖、河川、湖と湖岸、

p. - 1 - 8 3 - 1 価値観の転換 3 行目 考え方止め、川、湖、それらに関連する地下水との

(1) 人と川とのかかわりの変革 2 行目 川や湖の持つ自然の変化(伏流・水量

p. - 1 - 9 (3) 9 行目 川や湖、それらに密接に関係する内湖や地下水とのかかわり

p. - 1 - 11 (2) 水と川や湖、地下水に対する

p. - 1 - 14 4 - 1 (2) 1 行目 、そこに流れる水をそれらに伴う伏流をも加味した適正な

・地下水との健全な関係を保全する川

p. - 1 - 18 4 - 5 水質について (1)

・適切な遊水池・伏流の保全と水質浄化機能の確保など、急に思いついたところを指摘しました。

淀・猪	008	京都自然史研究所 西村 進	NPO 等
-----	-----	---------------	-------

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」に対する意見 - 3

意見、意見 - 2 で既に指摘しているが、地下水・伏流などの役割を考えていないか、軽視しすぎている。

p. - 2 - 3 下から 14 行目 ……行われた。その結果、河川と遊水池や伏流との係わりを阻害した。しかし、一定規模までの洪水……

p. - 2 - 4 11 行目 ……「伏流・水質・水量……

表 1、表 2 に「地下水か伏流」についての記述を加える。

p. - 2 - 9 4 行目 認識しなければならない。また、これらは、河川の水系全体を考慮しなかったため、遊水池や伏流の働きを考慮することなくすすめられた。

p. - 2 - 1 5

(4)に後か、これ等の項目の中に、

(5)遊水池、伏流の保全

・伏流及び地下水は、河川改修工事や造成により、その涵養と保全が妨げられ、遊水池もその働きがなくなり、埋め立てられたりした。そのため、洪水調整の働きが、急速に減じた。また、そのため水系全体の浄化能力が極めて減じた。今後の河川改修や岸辺の利用などには、伏流や遊水に留意した計画でなければならない。地下水の利用には適切な規制がなければならない。

3 - 3 利用

7 行目 今後は、河川空間を「水系全体として本来の姿に戻す」こと……

p. - 2 - 18 3 - 4 3 行目 ……、今後は、「伏流・水量・水質……

1) 下から 2 行目 ……あたり、地下水の保全、高品質の水源涵養林……

p. - 2 - 25 4 - 1 ……高める魅力ある水系の創造

など、急に気がついたところを書き出しました。伏流などをふくむ水系全体として考察がされるべきと考えます。

猪名川部会中間とりまとめ に関しては、その河川の性質上、上流で伏流に気をつけなければならない。とくに、猪名川町役場より上流での伏流と河川の働きの保全をどこかに入れられないか。趣旨は猪名川部会以外のとりまとめに意見を述べた通りである。

淀	009	奈良県宇陀郡 渡辺 勇三	個人
---	-----	--------------	----

淀川部会中間とりまとめ

4 - 5(1) 河川レンジャー、流域センター創設

河川レンジャー制度について、自主防災組織やボランティアの連携が望まれるものの、現実には地縁的組織に頼るのは難しいとしておられますが、地域社会とのつながりをあえて求め探りあてていく構えを放棄するかのようなスタンスはいかがと思われます。

川を身近に感じ川との共生を考えるのにたとえば、世代間のふれあいの場にしたり、人やものが集まってくる環境づくり、サロンの場や音楽会、フリーマーケット等の企画はいかが。

川とのふれあいは、人々が忘れかけた川への郷愁をいざなうもので語らいの場、今なら学校 5 日制への対応や受け皿についてとか、中心市街地では考えにくくなった「福祉の郷」づくりを関係者で話し合うのも一考したい。

琵琶	010	滋賀県神埼郡 中川 治夫	個人
----	-----	--------------	----

4 - 2 (3) 治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること ページ - 1 - 14

琵琶湖部会の中間報告を拝見しまして、計画策定にあたっての考え方を支持いたします。

治水に関しまして、淀川水系琵琶湖愛知川河川の改修工事で工事業業者であります滋賀県と意見の変換をいたしておりますので、その観点から意見を述べさせていただきます。

滋賀県は、国の「河川砂防技術基準」に基づき「設計便覧(河川編)」を作成し、愛知川河川につきましては、「愛知川計画流量配分図」で計画規模 1/100 の河口から八日市新川合流点までの間の流量配分を 3,100 m³/s と策定しております。

然るに、本年 1 月 20 日開催の第 1 回愛知川川づくり会議におきまして、滋賀県は計画規模 1/50 の計画高水流量 2,400 m³/s で説明を行い、「河川整備基本方針」および「河川整備計画」に計画規模 1/50 の計画高水流量 2,400m³/s に書き換えようとしています。

計画規模 1/100 の計画高水流量 3,100 m³/s は、流出係数、洪水到達時間、平均雨量強度、流域面積のデータをもとに算出されて、工事実施基本計画や洪水防御計画などの基本となっております。当然、「工事実施基本計画」が平成 9 年の河川法改正により「河川整備基本方針」および「河川整備計画」に移行されましても、「河川砂防技術基準」の計画高水流量の算出方法は変更されておられませんため、「愛知川河川整備基本方針および河川整備計画」に計画規模 1/100 の計画高水流量 3,100 m³/s が反映されなければなりません。

現在、愛知川河川は河口から約 4.4km 付近の引堤の拡幅工事が行われておりますが、用地は計画規模 1/100 で平成 9 年度に買収し、改修工事は計画規模 1/50 で平成 10 年度より施工されております。平成 8 年の地元での説明と異なりますため、滋賀県に問い合わせますと「用地は 1/100 で計算して買収した。一般的には暫定改修として 1/50 で改修する。これが通常の形である。90 年の破堤は、規模として 1/50 内であったので、1/50 で改修している。」との返答であります。河川流域には、かつての遊水池に新興住宅が立ち並び、河川保全区域に村落や大きな工場、償還中の圃場整備された農地などあって、今後の開発のため暫定計画にする要因はありません。

当初から 1/50 での改修工事であるならば、1/100 規模での用地買収をしなくても、河道を狭窄している右岸 4.4km 付近の高水敷に張り出した二重堤部を撤去して樋門に付け替え、河幅の半分を占める高水敷を切り取り低水路を拡幅することで、2,400 m³/s の流下能力を確保できれば、用地買収に税金を使わずに済んだのではないのでしょうか。

工事実施基本計画に基づいて計画規模 1/100 の用地が確保できているのに、暫定改修(計画規模 1/50)から施工を行い、近い将来に計画規模 1/100 の改修工事を施工する 2 度の工事が通常の形なののでしょうか。

問題は、滋賀県が策定する「河川整備基本方針」および「河川整備計画」は、チェックが必要であることです。工事についてもチェック機能が必要です。

淀	011	兵庫県宝塚市 高崎 恒子	個人
---	-----	--------------	----

1、3 - 1 (3)2)津波 - 2 - 1 2

「防潮水門や防潮扉等の操作をより迅速にかつ遠隔操作できるように改善する必要がある。」

まだ改善できてないのですか？

津波が来てからでは遅いです！

猪	011	兵庫県宝塚市 高崎 恒子	個人
---	-----	--------------	----

1、すべては「人を守る」ことに通じる すべては人間に帰ってくる - 3 - 6

提案、子供たちに このことを教育したらいかがでしょうか？

委	012	兵庫県川西市 青山 武史	個人
---	-----	--------------	----

3 - 2(3)長期的な視点を含めた検討

ほんとうに、良く検討されていますね。御疲れ様でした。

しかし、そのために、重みづけがあいまいになっているように思えて意見を申し上げます。

私は上記の3 - 2(3)が非常に重要だと思う。多くの研究者が活動されていると期待しています。その成果を調べて、重みづけした上で、視点、考え方をまとめていただきたい。

このまま、国土交通省に報告しても、たぶん、20~30年後の川のあり方をイメージ出来ないのでは？もっと重みづけした視点をぶつけて欲しい。

いったい20~30年後に今のまま川を放置したとしたらどうなると推定できるのでしょうか。(気候変動、人口減少、高齢化、安全衛生面などの変化の中で)。現状での問題点が指摘されていますが、30年後も、同じ内容で同じ問題レベルではないように思えてなりません。特に気候変動に伴う異常豪雨又、異常乾燥が心配で、安全衛生面もさらに重視されていると想像しています。

20世紀のツケをどう支払うかだけでなく、21世紀のビジョンをどう作りあげるか。期待しています。

委	013	千葉県柏市 中村 晃	個人
---	-----	------------	----

委員会中間取りまとめ(020509 版)

災害は忘れたころにやってくる。近畿圏の要である淀川流域では絶対に大洪水、大湯水を起こしてはならない。そのための備えは万全を期してほしい旨を明確に表現してほしい。

1.現状とその背景

従来 of 河川法では、河川環境が明確に目的に含まれていなかったことも明確にされたい。
(琵琶湖部会 of 「1 緒言」参照)

2.流域整備 of 変革 of 理念

このたび of 河川法 of 改正があつたことからあらたな河川整備 of 理念 of 樹立が可能になつたことを明確にされたい。なお、ここで河川管理者が今でも踏み込みにくい「流域整備」を理念とするのであれば、河川環境、治水、利水、親水等に大切な「水循環 of 保全」と「流域住民 of 積極的な参画」をさらに強調していただきたい。

ここで流域住民には河川に関係する組織に属さない子供達、主婦、企業から老人に至るまで含めて理解・参画してもらう必要がある。

4 以降 of 個々 of 提案について

4 以降に多くの提案がなされているが、必ずしも河川管理者 of 権限に属さないものも多い。それらを具体的に実施するのであれば、単に行政サイドに要望するだけでなく、だれ(河川管理者、他管理者、府県、市町村、民間、NPO・NGO その他の組織、流域住民、・・・)がやるのか、予算はどうするか(税金、募金、寄付金、使用料金等)についてある程度具体性を明確にしないと実現しない。連携、協働は船頭が多くて・・・ということにならないための覚悟は委員会でも十分議論してほしい。これからの時代は、役所 of 予算、人員も厳しく制約され、流域住民 of 協力の比重が大きくなるのではないか。

4.整備計画 of 方向性 4-2 (3)安全な水質 of 確保

自治体 of 環境部局、警察等 of 協力を得た法的な規制には限界がある。廃棄物を含め流域住民 of モラル of 向上、流域住民による監視など流域住民 of 具体的な協力が欠かせない。

委	014	郷土を愛する会 代表 東郷 尚	NPO 等
---	-----	-----------------	-------

去る琵琶湖部会意見聴取の会(H13 .12 於ピアザ)において、「河川整備計画の参考となる意見として、沿岸帯を生活圏の一環とせよ。親水環境を作れ。川づくりに望むこと」を提言しました。今回は「中間のまとめ」特に 委員会、琵琶湖部会を拜読し以下を意見とします。

- 3 利水面

野洲川の沿岸帯比に 郷の鎮守の森 長澤神社がある。ここの「藻沢の池」(田園水)がいまでは枯池となっている。「長澤の池のあやめをたづねてぞ 千代のためしにひくべかりけり」そのたて看板に古歌(今から 1300 年前の 700 年代歌人 藤原 俊成)とあり、中主町の花菴蒲にちなんであやめ池として存在している。かつて魚のハリオ・アユなど泳いでいたこの池は湯水池と化し、自然の水環境が変えられ、水は農業用水にまわされている。そこで環境面・利水面からビオトープや住民との親水を確保するため、水を廻して利水としてフィードバック(復元)するよう要望してます。このように「川と人とのかかわり」から人と自然との共生につなげ、人も自然の一員として生息していることの認識、水を利用した憩いの場の設定へ努力したいものである。

なお、現在「ヤマ川河川愛護モニター」をつとめているが、 - 13「高水敷利用」(川田橋を中心に 600m 巾 50m H15.10 完成)に関して研究中である。

委	015	京都府京都市 橋川 篤子	個人
---	-----	--------------	----

3 - 1 (2) 自然の力に対して安心できる水系 ページ 6

4 - 1 (1) 洪水防御の基本的対応 ページ 9

4 - 2 (1) 利水に対する基本的な考え方の転換 ページ 12

以上の箇所に“したたかに”“したたかな”という言葉が使われているが、耳になじまない言葉なので、もっとわかりやすく“敏速に”とか“強く”でいいのでは、ないのでしょうか。

- 個人的感想

淀川水系には、含まれていないと思われる鴨川の近くに生まれてからずっと(40 年余り)住んでいますが、人工の構造物が、かなり増えてきているとはいえ、上流では釣りや子どもたちが泳ぎ、又飛び石をすることによって右岸、左岸を行き来しながら遊べたり、夏になれば、川床が登場し、川べりで涼む人の姿も多く見うけられます。散歩やジョギング、楽器の練習 etc・・・老若男女それぞれの形で川を楽しんでいます。

一部スロープ化され車椅子でも通れる遊歩道も作られています。私にとっては、冬鳥の観察をはじめずっとなじみ深い川であり続けています。大雨後の増水などどこかでいつも気にしています。

ですので各部会の間とりまとめを拝見して、川や湖が身近なものと感じられない人のことを知りびっくりしました。

そして、10 年来様々な環境保護に関わっている私でさえ、このような委員会の存在を先日シンポに参加するまで全く知りませんでした。流域住民の声をもっと取り入れることも必要ではないでしょうか。

琵琶	015	京都府京都市 橋川 篤子	個人
----	-----	--------------	----

5 - (3)

計画策定プロセスへの流域住民の連携・参画を推進する計画とすること 20 ページ

環境学習、体験学習の重要性及びそれに関わる人々の育成についてもっと言及すべきでは。

琵琶湖博物館という立派な施設があり、それを支える人々(地元の人も含めて)の存在や様々な観察会や体験の試みのことをよく知っていますので、それも具体例として明記された方が、今後の学習拠点作りのためにもわかりやすいのではないのでしょうか。

全	016	兵庫県川西市 野中 昭彦	個人
---	-----	--------------	----

流域委員会中間まとめについて

全体のトーンとして、今までの川づくりはほとんど良いことをしてこなかったかの如き表現が多く目につくことに、若干の失望を感じます。

洪水による家屋流失などの経験によりダム・築堤を求めた戦後復興～高度成長期前後のわが国の社会や、戦後の食糧難のなか内湖干拓を是とした社会、集団就職等で人口が急増した淀川沿川の諸都市での河川敷の公園利用を求めた社会など、河川の改変の歴史にはそれぞれすべてにその時々での大事な意味があったはずです。

それに対して現在の社会は、経済的に立ち直り、またある程度のダムや琵琶湖開発等によって洪水防御や水の手当てが進み、なおかつ自然環境保全に対する情報や意識が充実したため、「川づくりに対する状況が様々に変化してきた」ことが重要なポイントであると考えます。

よって、変化した状況に対応すべく、未来の川づくりに対して公開形式で委員会の意見を述べ、行政がこれを受け取るとは大変、理にかなっていると考えます。このため、願わくば、現在の価値観のみで「過去の河川工事～現在の河川の姿＝悪」「自然の姿＝正」とするトーンが強く出ているような点については、淀川と社会の変化に関する歴史感を適切に表現したうえで、現在の価値観の変化と情報の蓄積を基軸とし、新たに具体的な提案を行う委員会最終報告となることを期待します。

例えば、P2～3の“1.現状とその背景”のなかでの「河川の荒廃」「多様な機能を軽視」「環境的配慮の視点が欠落」「無秩序な川の利用」「人工の構造物で覆われた」「安らぎや憩いを与えてくれた川の風景はほとんど見えかかっている」など多くの表現は、読み手の気持ちに余りにも暗くさせます。過去の水害・濁水の歴史や、後背地がメガロポリスとなった現在の流域社会の姿に鑑みれば、もう少し違った表現や視点があると思います。それ以降のページに全般についても同様の感想です。

以上

琵琶	017	滋賀県草津市 小寺 實	個人
----	-----	-------------	----

- 1 . 琵琶湖部会中間とりまとめ
- 2 . p 4 ~
- 3 . 2 . 琵琶湖とそれに注ぐ川の特性と問題点
- 4 . 意見

狼川は源流地の瀬田丘陵が、ほぼ余すところ無く、里山が他に転用されました。結果、次の問題があります。

里山が無くなり、故郷がなくなった。(国土健全維持なし)

地域性の高い動植物が(居)無くなった。(山河清流なし)

無秩序な工場や住宅やアパート建設があった。(迷路汚水増)

嘗ての砂川が、常時の着色水流を見ている。(工業廃水?)

地下水は微量の無機水銀が検出された他、有機浮遊物が多量で農業用水限度を超えている。(嘗ての農薬散布後遺症?と廃水処理無の住宅建設(当時法なし?)、下水道高価無着手)

降雨時は素早く濁流となる。(樹木代替、水無涵養(法?))

ヒートアイランド現象的特徴でか、地域性の狭い豪雨が見られる。(現象として組入れるべき)

下流で降雨が無くても鉄砲水があって、危険きわまりない。これはどこにでもある話でしょうが、それだけに琵琶湖の環境づくりに就いては、ヒントが沢山あると考えています。

この他に流域を通じての問題は、公害と大小ゴミの廃棄です。過去の歴史や謂われを基とした温故知新的取組みで地域を見直し、何とかしたいとの努力もあります。

琵琶	018	滋賀県近江八幡市 河川課	自治体
----	-----	--------------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」の意見について

琵琶湖部会

近江八幡市は、日野川 蛇砂川等水害に対し危険な川があり、決壊すると人命、財産を瞬時に失いかねない状況にあります。

特に、日野川は延長も長く、多額の事業費を要することから、整備には相当長期に亘ることが予想されます。しかし、住民は一日も早く安全 安心な暮らしが出来ることを強く望んでいます。

また 整備手法は、沿川住民が川と「親しみ 憩える」川づくりを期待されております。

環境面では、1955年(昭和30年)とありますが、当市では昔の姿のイメージとして「昭和40年代前半」に近づけたいと考え、全てを取り戻すと言ったことでなく、歴史的 文化的に後世に伝えなければならないものを対象と考えております。

(資料材料 景観等)

次に、高水敷の利用についてグラウンドや公園等が川の環境破壊を促進し、住民の危機意識さえ低下させたとありますが、高水敷は、治水上有効な空間であり、都市部では平常時に地域住民の憩える場所として、福祉の向上に大きく寄与しており、今後も住民のニーズに合った広場として活用されるべきと考えます。

川らしさ 川でしか出来ない高水敷の利用とは具体的にどのようなものですか。

委	019	大阪府堺市 奥中 久米司	個人
---	-----	--------------	----

淀川水系流ト人口問題関係調査研究シテ、系流都市ハ西暦 2050 年ニハ人口ガ政令都市 100 万以下ソノ他都市（市町村）3 万～5 万以下ニナッタラ大問題ナッテ関係首長責任ガ住民ニトワレル時期クル思ッテオリマス。

企業者又ハ政治家、行政官、地域実力者等モ過去責任問合レル時期 2050 年初ジマル。
系流都市中心、調査研究サレル事がよい。

琵琶	020	滋賀県愛知川 北村 重彦	個人
----	-----	--------------	----

治水面から先人の生活の知恵として愛知川両岸の霞堤（カスミテイ）八日市市池田町愛知川右岸（例）台風の時の風水害を除去し水害を最小限にするための遊水池が現存して各地に溜池が（タメイケ）ありましたが戦中食糧増産のため耕地にする目的で埋められましたが自然な形の生態系が治水上必要でありますので今後愛知川「川づくり会議」の実況視察見学のためロマンスカーで現存地及び将来溜池（遊水池）として工事する場所を委員が2回視察し琵琶湖にそそぐ西の湖方面（下流地）や第2回目は私は所用のため欠席しましたが愛知川上流のダム候補地を見学して自然な生態系に現存の第一ダムの及ぼしている現状（農業利水上）又現在計画されている第二ダムの生態系に及ぼす影響を5月19日（日曜日）説明会があり現在永源寺町の地元の反対意見も多数で検討中

委	021	大阪府高槻市 紀平 龍雄	個人
---	-----	--------------	----

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」に対する意見

かなりの部分で、従来には見られなかった、あるいは軽視されていた事項が大胆に提言されており、好ましく思う。他に意見を述べる。

委員会 4 ページ 流域整備の変革の理念

21 行目「行政主体による管理」という言葉（概念）について

ここにいる行政とは国土交通省のことであろうし、淀川部会にしばしば使用される河川管理者も国土交通省のことであろう。河川法は1級河川の管理を国土交通省としているが、しかし河川管理者を当然のように国土交通省とするのは疑問である。旧建設省が河川管理者であったのは河川対策が基本的に治水や利水であった頃の考えであり、ここからはコンクリートと巨大工作機械での大工事を前提とした施策しか予想できない。ではなくて今後、環境面を含めて結合的に計画・推進して行くからには全く別の行政機関、例えば環境庁などが主管すべきである。

河川管理のために工事が必要であれば適宜、国土交通省や民間業者に委託すればよい。従来の「工事のための工事」から脱却するためにも必要である。

委員会 5 ページ 適宜、適切な見直しを図る柔軟な川づくりへの変革

現在淀川左右両岸で工事推進中の「淀川緊急用河川敷道路」（現在70%程度まで完成）については、「中間とりまとめ」では取り上げられていない。これは河川法改正以前に計画されたものであり、これが淀川の「環境」を大きく破壊しつつあることは明白である。新しい施策を行う前に河川法改正以前に立案され施工中の工事を見直すべきである。（同12ページで、「適切な存続を認める」と指摘されている「鵜殿のヨシ」を大規模に破壊する河川敷道路工事が4月から開始された）

淀	021	大阪府高槻市 紀平 龍雄	個人
---	-----	--------------	----

淀川部会 10ページ 11行目 洪水災害対策

高規格堤防(スーパー堤防)計画は根本的に見直すべきである。

淀川部会 13ページ 水需要管理：水量の面からの利水の検討

16行目「節水を促す経済的インセンティブ」とは具体的にどのようなものが考えられているか。

水道料金に関し、現在の「緩傾斜・小段階逡増制」から「急傾斜・(罰則的)多段階逡増制」に変更する(この際、世帯人数を考慮してもよい)。また水の豊渇に応じて、季節別料金を設定する。

たとえば水を大量に使用する洗車は欧米では見られぬ光景であり、洗車はムダの見本(罪悪)であるとの社会的な見方(そのための広報活動など)が必要である。

淀川部会 4ページ 「淀川本川」と「暮らし・文化的特性」の項目

「文学の素材」→「芸術・芸能・文学の素材」

琵琶	022	滋賀県蒲生郡 竹田 勝博	個人
----	-----	--------------	----

2 - 2 (1) 環境面 - 1 - 5

琵琶湖の内湖・湿地は 1942 年～1977 年にかけて約 2500ha を干拓し、毎日毎日排水機より汚れた水が外湖や内湖へ排出され続けている。

又、川からも流れて来た生活排水・農業排水・自然汚濁物は広い湖に薄められて、ゆっくり流れる所で沈殿して堆積している。

(挿入)

内湖の減少、干拓排水と沈殿物の堆積

4 - 3 (1) 環境面流域における適正な水需給に基づく計画であること - 1 - 17

農業も社会変化にともなって田圃の保水機能が小さくなってきており、干拓地の役割と環境を検討する必要がある。

干拓地を内湖に戻すことで自然浄化力が大きくなり又保水量も大きく安定した水需要が考えられる。

(挿入)

さらに、気象や社会情勢の変化に伴って、農林業の保水力は低下しているので、干拓と内湖の役割を検討し、治水・利水・環境保全等の・・・。

4 - 4 (1) 湖と陸との移行帯である湖辺の適切な形状を保全・回復し、その連続性を確保すること - 1 - 17

農業は主食としている米余りが、転作などに大きな補助金を出し、又、排水施設と毎日の管理に莫大な補助金とエネルギーを消費している。又干拓されたことで西ノ湖や伊庭内湖は水の回遊がなくなり、河川からの新しい水の流量が少なくないためによけいに悪化している。

昔は、小中ノ湖・大中ノ湖が出来るまでの時は、湿地・内湖や岸部一帯に生息する水生植物帯で成りたっていた。

それと漁師、農家の藻取り、ヨシ刈など人間が程よくかかわり水の中の栄養塩は回収され又広い内湖で水が回流することにより時間的浄化力(自然浄化)で水が美しい環境を保持していた。

(挿入)

湿地・内湖の全面的見直しを行ない、自然浄化力に注目しながら人間との関わりと保全・復元に努めることが必要である。

全	023	関西のダムと水道を考える会 代表 野村 東洋夫	NPO 等
---	-----	-------------------------	-------

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」についての意見

「利水」については、水道事業体個々の水需要予測値を単純に積み上げるという従来の方式を批判し、「水需要管理」という新たな視点を打ち出されていることを高く評価します。淀川水系において利用可能な水の量には限界があるとの認識に立って、水需要の方を管理すべきとするこの考えは、不足量は新たな水資源開発で対応すれば良いとするこれまでの考え方を 180 度、転換するものであり、正に時代の要請に適ったものと考えます。

また、これと関連して、琵琶湖部会の「中間とりまとめ」においては、水需要予測の根拠についても、原単位や論理構成などの根本からの見直しの必要性を指摘していますが、これも正にその通りであり、多くの水道事業体の予測が現在“水増し”状態にあることは明らかであって、これを科学的・客観的に予測する第三者的な制度の構築こそが必要であり、この流域委員会において、是非共そこまで踏み込んだ議論の行われることを希望します。

「ダム」については、淀川部会の「中間とりまとめ」において、“ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない”と明快に謳われており、私達も大いに共鳴するところです。上記の「水需要管理」と同様に、「ダム」についても 180 度の発想転換が今、求められていると考えるからです。

ご承知のとおり淀川水系には現在、国土交通省関連の直轄ダムだけでも 4 つのダム計画があります。即ち

丹生ダム（滋賀県）、大戸川ダム（滋賀県）、川上ダム（三重県）、余野川ダム（大阪府）です。

しかしながら、7月4日の琵琶湖部会で明らかにされたように、この流域委員会設立に当って国土交通省は「本体工事に掛っていないダムについては、流域委員会の答申次第で見直す」と言っており、幸いにして上記のダムはいずれもまだ本体以前の付帯工事段階です。河川整備計画において「ダム」の占めるウエートの大きさを思えば、治水・利水・環境と併行して、個々のダムについてもワーキンググループを早期に立ち上げ、この角度からの十分な審議に着手されることを要請します。

私たちはこの流域委員会の傍聴を 1 年余りに渡って続けて来ましたが、多くの委員の方々が実に意欲的な取り組みをされていることに感銘を受けております。何かとご苦労も多いこととは思いますが、是非とも、河川法の新精神を具現した画期的な最終答申を作り上げて下さることを切望して止みません。

琵琶	024	滋賀県甲賀郡甲西町	自治体
----	-----	-----------	-----

琵琶湖へ流入する最も大きい河川である、野洲川の中流部に位置する甲西町は、町土の半分以上が山林であります。昭和30年代から始まった工業団地の造成、工場の誘致等のため今や人口は3.5倍と膨れ上がり、宅地は山裾から周囲へと広がり、現在では農地の1.4倍の宅地がある内陸工業地域として発展を遂げてきております。

町内にはまちを大きく二分する野洲川があり「近江太郎」の別名がある程の暴れ川でありましたが、一面、川からの恵みも大きく飲料水など住民の日常生活はもとより、農林水産業、まちづくりの観点からも今や地元にとっては、なくてはならない河川となっております。別名がつく程の暴れ川であった野洲川も先人の努力により、近年大きな災害がなくなりました。しかしながら野洲川に流入する河川は10本の1級河川があり、その内6河川は未だに天井川のまま、大雨の時期には近くを走るJR草津線の軌道が冠水するなど、内水排除の面からもまだまだ安全な河川になっているとは到底言えません。この天井川を平地化し住民の期待される安全な川にするには、どうしても野洲川の河床を低くすることが必要であり、野洲川の河川整備も含めアメニティ、親水性、環境に配慮しながら順次、河川の改修事業を推進して頂いていますが、都市化が進んでいる状況での事業用地の確保が日々困難になっており河川管理者の果たすべき役割は大変重要且つ困難になってきています。

「治国治水」水を治める者は国を治めると言う諺がありますが、換言すれば国を治める者は水を治める義務があるということではないでしょうか。まさに国をはじめとした行政こそがその責任を果たすべき役割を負う言うことに他なりません。中間とりまとめの中で「治水に関する理念の転換を考慮し、今後の計画は壊滅的被害の回避のため、破堤対策を行いある程度の溢水を受忍せよ」長期的な展望にたった計画を住民参加で立案することがコンセンサスを得る方法」と記述されていますが、確かに住民の視点に立ち住民参加の下で政策を検討し、住民と役割を分担しながら、各種の施策を展開することが分権の時代に求められる行政の姿勢であると認識されます。しかしながら住民の生命財産が脅かされるといった取り組みについては、記述のような対応でもって、管理者としての責任が果たせるものか大いに疑問が残るところであり、また住民の期待に応えられる対策とは成り得ないのではないかと懸念されるところであります。

また、利水面においても「節水行動を進め渇水のある程度受容することが必要である」とも記述されていますが、農業や漁業を営むものにとって、渇水の危険性を含んだ計画を理解して下さいと言っても、到底理解が得られる計画であるとは考えられません。

環境を保護し自然と共存しながら次の世代に社会資本の一つとして川を残すことは、今に生きる私どもの責任ですし、また多くの住民が川に望んでいる親水性に配慮した河川整備や取り組みを定めることは、基本的には川が安全な状態で確保された上での事であると考えます。

河川整備計画原案のとりまとめを行っていただく中であっては、こうした点を充分お含み願い、河川管理者と多くの住民が合意したものになりますようお願いし、意見とさせていただきます。